

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十四号

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則十五号）の一部を次のように改正する。

別表議事事務局の項中「事務局長」を「事務局長 主幹」に改め、同表町長部局の項中「室長」を「室長 主幹 課長補佐（総務課）」に改め、同表教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 教育指導監 主幹」に改める。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。